

介護職員等特定処遇改善加算の算定について

「見える化」

介護職員の処遇改善について、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」では「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。これを受け、令和元年の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算算定のためには下記の要件を満たしている必要がありますが、当施設でも取り組みを行い、加算を算定しています。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 介護職員処遇改善加算（現行加算）の（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1項目以上の取り組みを行っていること
- ・ 賃金以外の処遇改善の取り組みについてホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること

「見える化」とは・・・

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、介護サービス情報公表制度や各事業所のホームページ等を活用し新加算を含めた処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容について、外部から見える形で公表することが求められます。

職場環境等要件(賃金以外の処遇改善)の提示について

見える化要件に基づき、加算の取得状況と賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を次のとおり提示します。

	職場環境等の要件	当会の取り組み
入職促進に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の小学校、中学校、高等学校より、福祉の仕事の魅力を知ってもらえるよう積極的に職場体験を受け入れ、また出張授業にも参加しています。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員資格取得支援祝金規程に基づき、社会福祉士や介護福祉士などの資格を在職中に取得した職員に祝金を支給しています。高校卒業後に採用された職員に対しては、初任者研修と実務者研修を業務時間中での受講を認めるとともに受講料を当会が負担しています。また、研修も受講しやすいように勤務調整を行っています。 ・ 新規採用職員に対し介護技術や知識等をマンツーマンで指導(プリセプターシップ制度)する制度を導入しています。
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜勤が可能な職員はすべて正規職員として雇用し、該当者には扶養手当、住宅手当等各種手当を支給しています。
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年に1度、全職員を対象とした健康診断・ストレスチェックを行い職員の健康促進に努めています。
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故を未然に防止する見守り機器としてセンサーを導入しています。
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の自動・生徒や住民との交流の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣こども園の園児との交流や地域の文化祭への作品出展やイベント参加等地域の方との交流活動を行っています。

【加算取得の状況】

以上の取り組みに基づき、当会では介護職員処遇改善加算（Ⅰ）と介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の2つの加算を算定し介護職員等の処遇改善に取り組んでいます。